

都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業企画提案書評価基準

I 目的

「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業企画提案書評価基準」（以下「評価基準」という。）は、東京都が公募する「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業（以下「決済事業」という。）」の企画提案者を「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業に係る決済事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」により、選定するための方法等を示すものである。

II 審査の方法

- 1 企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査の対象とする。
- 2 次の項目に従い評価する。
 - ア 利用者の利便性
 - イ 費用
 - ウ 情報セキュリティ及び個人情報保護
 - エ 入金及び入金情報
 - オ 決済端末
 - カ スケジュール及びサポート体制
 - キ 業務実績及び経営状況
 - ク 提案者の優位性、特筆できる提案
- 3 評価項目及び内容は別紙審査項目による。

(別紙)

審査項目（一次審査・二次審査共通）

	評価項目	評価内容（観点）	配点
ア	利用者の利便性	・キャッシュレス決済の種類に多様性があるか。 ・紛失・盗難カードの不正使用に対する、防止対策及び補償制度は十分か。	40
イ	費用	・低廉な手数料か。 ・初期導入費用が低廉であるか。 ・導入後の運用費用が低廉であるか。	30
ウ	情報セキュリティ及び個人情報保護	・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する取組が確立されているか。	10
エ	入金及び入金情報	・入金及び入金情報等の提供は迅速か。 ・入金情報の内容は十分か。 ・取消処理がスムーズに行えるか。 ・管理画面サービス等の内容は十分か。	40
オ	決済端末	・操作性や機能に優れているか。	20
カ	スケジュール及びサポート体制	・導入まで効率的で無理のないスケジュールか。 ・導入前の研修や対応マニュアルは適切か。 ・導入後のサポート体制は十分か。	30
キ	業務実績及び経営状況	・十分な業務実績を有しているか。 ・公金の管理を適正かつ確実に遂行できる経営状況であるか。	20
ク	提案者の優位性、特筆できる提案	・事業者のノウハウを生かした独自性のある提案がなされているか。	10